

ID: 205

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第50条		
例 規 番 号	平成13年条例第132号		
【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第50条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日